

参考法令

- 国税通則法 P 1
- 相続税法 P 3
- 相続税法施行令 P 6
- 相続税法施行規則 P 9

○国税通則法(昭和三十七年四月二日法律第六十六号) (抄)

第三十四条 (納付の手續)

- 1 国税を納付しようとする者は、その税額に相当する金銭に納付書(納税告知書の送達を受けた場合には、納税告知書)を添えて、これを日本銀行(国税の収納を行う代理店を含む。)又はその国税の収納を行う税務署の職員に納付しなければならない。ただし、証券をもつてする歳入納付に関する法律(大正五年法律第十号)の定めるところにより証券で納付すること又は財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出た場合に財務省令で定める方法により納付すること(自動車重量税(自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)第十四条(税務署長による徴収)の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。)又は登録免許税(登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)第二十九条(税務署長による徴収)の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。))の納付にあつては、自動車重量税法第十条の二(電子情報処理組織による申請又は届出の場合の納付の特例)又は登録免許税法第二十四条の二(電子情報処理組織による登記等の申請等の場合の納付の特例)に規定する財務省令で定める方法により納付すること)を妨げない。
- 2 印紙で納付すべきものとされている国税は、前項の規定にかかわらず、国税に関する法律の定めるところにより、その税額に相当する印紙をはることににより納付するものとする。印紙で納付することができるものとされている国税を印紙で納付する場合も、また同様とする。
- 3 物納の許可があつた国税は、第一項の規定にかかわらず、国税に関する法律の定めるところにより、物納をすることができる。

第三十五条 (申告納税方式による国税等の納付)

- 1 期限内申告書を提出した者は、国税に関する法律に定めるところにより、当該申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載した税額に相当する国税をその法定納期限(延納に係る国税については、その延納に係る納期限)までに国に納付しなければならない。
- 2 次の各号に掲げる金額に相当する国税の納税者は、その国税を当該各号に定める日(延納に係る国税その他国税に関する法律に別段の納期限の定めがある国税については、当該法律に定める納期限)までに国に納付しなければならない。
 - 一 期限後申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載した税額又は修正申告書に記載した第十九条第四項第三号(修正申告により納付すべき税額)に掲げる金額(その修正申告書の提出により納付すべき税額が新たにあることとなつた場合には、当該納付すべき税額) その期限後申告書又は修正申告書を提出した日
 - 二 更正通知書に記載された第二十八条第二項第三号イからハまで(更正により納付すべき税額)に掲げる金額(その更正により納付すべき税額が新たにあることとなつた場合には、当該納付すべき税額)又は決定通知書に記載された納付すべき税額 その更正通知書又は決定通知書が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日
- 3 過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税(第六十八条第一項、第二項又は第四項(同条第一項又は第二項の重加算税に係る部分に限る。))(重加算税)の重加算税に限る。以下この項において同じ。)に係る賦課決定通知書を受けた者は、当該通知書に記載された金額の過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税を当該

通知書が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日までに納付しなければならない。

○相続税法(昭和二十五年三月三十一日号外法律第七十三号)(抄)

第三十三条(納付)

期限内申告書又は第三十一条第二項の規定による修正申告書を提出した者は、これらの申告書の提出期限までに、これらの申告書に記載した相続税額又は贈与税額に相当する相続税又は贈与税を国に納付しなければならない。

第三十八条(延納の要件)

- 1 税務署長は、第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項(申告納税方式による国税等の納付)の規定により納付すべき相続税額が十万円を超え、かつ、納税義務者について納期限までに、又は納付すべき日に金銭で納付することを困難とする事由がある場合においては、納税義務者の申請により、その納付を困難とする金額として政令で定める額を限度として、五年以内(相続又は遺贈により取得した財産で当該相続税額の計算の基礎となつたものの価額の合計額(以下「課税相続財産の価額」という。)のうち不動産、立木その他政令で定める財産の価額の合計額(以下「不動産等の価額」という。)が占める割合が十分の五以上であるときは、不動産等の価額に対応する相続税額として政令で定める部分の税額については十五年以内とし、その他の部分の相続税額については十年以内とする。)の年賦延納の許可をすることができる。この場合において、延納税額が五十万円(課税相続財産の価額のうち不動産等の価額が占める割合が十分の五以上である場合には、百五十万円)未満であるときは、当該延納の許可をすることができる期間は、延納税額を十万円を除して得た数(その数に一未満の端数があるときは、これを一とする。)に相当する年数を超えることができない。
- 2 前項の規定により延納の許可をする場合において、延納年割額は、延納税額を延納期間に相当する年数で除して計算した金額(課税相続財産の価額のうち不動産等の価額が占める割合が十分の五以上である場合には、延納税額を不動産等の価額に対応するものとして政令で定める部分の税額(以下「不動産等に係る延納相続税額」という。))とその他の部分の税額(以下「動産等に係る延納相続税額」という。))とに区分し、これらの税額をそれぞれの延納期間に相当する年数で除して計算した金額)とする。
- 3 税務署長は、第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき贈与税額が十万円を超え、かつ、納税義務者について納期限までに、又は納付すべき日に金銭で納付することを困難とする事由がある場合においては、納税義務者の申請により、その納付を困難とする金額として政令で定める額を限度として、五年以内の年賦延納の許可をすることができる。
- 4 税務署長は、第一項又は前項の規定による延納の許可をする場合には、その延納税額に相当する担保を徴さなければならない。ただし、その延納税額が百万円以下で、かつ、その延納期間が三年以下である場合は、この限りでない。

第四十一条(物納の要件)

- 1 税務署長は、納税義務者について第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項(申告納税方式による国税等の納付)の規定により納付すべき相続税額を延納によつても金銭で納付することを困難とする事由がある場合においては、納税義務者の申請により、その納付を困難とする金額として政令で定める額を限度として、物納の許可をすることができる。この場合において、物納に充てる財産(以下「物納財産」という。)の性質、形状その他の特徴により当該政令で定める額を超える価額

の物納財産を収納することについて、税務署長においてやむを得ない事情があると認めるときは、当該政令で定める額を超えて物納の許可をすることができる。

2 前項の規定による物納に充てることができる財産は、納税義務者の課税価格計算の基礎となつた財産（当該財産により取得した財産を含み、第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産を除く。）でこの法律の施行地にあるもののうち次に掲げるもの（管理又は処分をするのに不適格なものとして政令で定めるもの（第四十五条第一項において「管理処分不適格財産」という。）を除く。）とする。

一 不動産及び船舶

二 次に掲げる有価証券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるもの及び登録国債を含む。）

イ 国債証券及び地方債証券

ロ 社債券（特別の法律により法人の発行する債券を含み、短期社債等に係る有価証券を除く。）

ハ 株券（特別の法律により法人の発行する出資証券を含む。）

ニ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第四項（定義）に規定する証券投資信託の受益証券

ホ 貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）第二条第一項（定義）に規定する貸付信託の受益証券

へ 金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項（定義）に規定する金融商品取引所をいう。第五項において同じ。）に上場されている有価証券で次に掲げるもの

(1) 新株予約権証券

(2) 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託（ニに規定する証券投資信託を除く。）の受益証券

(3) 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十五項に規定する投資証券（トにおいて「投資証券」という。）

(4) 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第十三項（定義）に規定する特定目的信託の受益証券

(5) 信託法第百八十五条第三項（受益証券の発行に関する信託行為の定め）に規定する受益証券発行信託の受益証券

ト 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人（その規約に同条第十六項に規定する投資主の請求により投資口（同条第十四項に規定する投資口をいう。）の払戻しをする旨が定められているものに限る。）の投資証券で財務省令で定めるもの

三 動産

3 前項第二号ロに規定する短期社債等とは、次に掲げるものをいう。

一 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号（権利の帰属）に規定する短期社債

二 投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の十二第一項（短期投資法人債に係る特例）に規定する短期投資法人債

三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項（短期債の発行）に規定する短期債

四 保険業法第六十一条の十第一項（短期社債に係る特例）に規定する短期社債

五 資産の流動化に関する法律第二条第八項に規定する特定短期社債

六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項（短期

農林債の発行)に規定する短期農林債

- 4 第二項各号に掲げる財産のうち物納劣後財産（物納財産ではあるが他の財産に対して物納の順位が後れるものとして政令で定めるものをいう。以下この項及び第四十五条第一項において同じ。）を物納に充てることができる場合は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、それぞれ第二項各号に掲げる財産のうち物納劣後財産に該当しないもので納税義務者が物納の許可の申請の際現に有するもののうちに適当な価額のものがない場合に限る。
- 5 第二項第二号ロからホまでに掲げる財産（金融商品取引所に上場されているものその他の換価の容易なものとして財務省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）又は第二項第三号に掲げる財産を物納に充てることができる場合は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、同項第二号ロからホまでに掲げる財産については同項第一号に掲げる財産及び同項第二号に掲げる財産のうち換価の容易なものとして財務省令で定めるもの、同項第三号に掲げる財産については同項第一号及び第二号に掲げる財産で、納税義務者が物納の許可の申請の際現に有するもののうちに適当な価額のものがない場合に限る。

○相続税法施行令(昭和二十五年三月三十一日政令第七十一号)(抄)

第十八条(管理処分不適格財産)

法第四十一条第二項に規定する政令で定める財産は、次の各号に掲げる財産の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一 不動産 次に掲げるもの

イ 担保権が設定されていることその他これに準ずる事情がある不動産として財務省令で定めるもの

ロ 権利の帰属について争いがある不動産として財務省令で定めるもの

ハ 境界が明らかでない土地として財務省令で定めるもの

ニ 隣接する不動産の所有者その他の者との争訟によらなければ通常の使用ができないと見込まれる不動産として財務省令で定めるもの

ホ 他の土地に囲まれて公道に通じない土地で民法第二百十条(公道に至るための他の土地の通行権)の規定による通行権の内容が明確でないもの

ヘ 借地権の目的となつている土地で、当該借地権を有する者が不明であることその他これに類する事情があるもの

ト 他の不動産(他の不動産の上に存する権利を含む。)と社会通念上一体として利用されている不動産若しくは利用されるべき不動産又は二以上の者の共有に属する不動産として財務省令で定めるもの

チ 耐用年数(所得税法の規定に基づいて定められている耐用年数をいう。)を経過している建物(通常の使用ができるものを除く。)

リ 敷金の返還に係る債務その他の債務を国が負担することとなる不動産として財務省令で定めるもの

ヌ その管理又は処分を行うために要する費用の額がその収納価額と比較して過大となると見込まれる不動産として財務省令で定めるもの

ル 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある目的に使用されている不動産その他社会通念上適切でないと認められる目的に使用されている不動産として財務省令で定めるもの

ヲ 引渡しに際して通常必要とされる行為がされていない不動産として財務省令で定めるもの(イに掲げるものを除く。)

ワ 地上権、永小作権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている不動産で、次に掲げる者がその権利を有しているもの

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号(定義)に規定する暴力団員((1)において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(ワ及び次号へにおいて「暴力団員等」という。)

(2) 暴力団員等によりその事業活動を支配されている者

(3) 法人で暴力団員等を役員等(取締役、執行役、会計参与、監査役、理事及び監事並びにこれら以外の者で当該法人の経営に従事している者並びに支配人をいう。)とするもの

二 株券(その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものを含む。次条第十三号において同じ。) 次に掲げる株式に係るもの

イ 譲渡に関して金融商品取引法その他の法令の規定により一定の手続が定められている株式で、当該手続がとられていないものとして財務省令で定めるもの

- ロ 譲渡制限株式
- ハ 質権その他の担保権の目的となつている株式
- ニ 権利の帰属について争いがある株式
- ホ 二以上の者の共有に属する株式（共有者の全員が当該株式について物納の許可を申請する場合を除く。）
- へ 暴力団員等によりその事業活動を支配されている株式会社又は暴力団員等を役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役をいう。）とする株式が発行した株式
- 三 前二号に掲げる財産以外の財産 当該財産の性質が前二号に定める財産に準ずるものとして税務署長が認めるもの

第十九条（物納劣後財産）

法第四十一条第四項に規定する政令で定める財産は、次に掲げるもの（前条各号に定めるものを除く。）とする。

- 一 地上権、永小作権若しくは耕作を目的とする賃借権、地役権又は入会権が設定されている土地
- 二 法令の規定に違反して建築された建物及びその敷地
- 三 次のイからニまでに掲げる事業が施行され、その施行に係る土地につき当該イからニまでに規定する法律の定めるところにより仮換地（仮に使用又は収益をすることができる権利の目的となるべき土地又はその部分を含む。）又は一時利用地の指定がされていない土地（当該指定後において使用又は収益をすることができない当該仮換地又は一時利用地に係る土地を含む。）
 - イ 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業
 - ロ 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）による土地整理
 - ハ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）による住宅街区整備事業
 - ニ 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）による土地改良事業
- 四 現に納税義務者の居住の用又は事業の用に供されている建物及びその敷地（当該納税義務者が当該建物及びその敷地について物納の許可を申請する場合を除く。）
- 五 劇場、工場、浴場その他の維持又は管理に特殊技能を要する建物及びこれらの敷地
- 六 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第一項（敷地等と道路との関係）に規定する道路に二メートル以上接していない土地
- 七 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項（開発行為の許可）の規定による都道府県知事の許可を受けなければならない同法第四条第十二項（定義）に規定する開発行為をする場合において、当該開発行為が同法第三十三条第一項第二号（開発許可の基準）に掲げる基準（都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第二十五条第二号（法第三十三条第一項各号を適用するについて必要な技術的細目）に掲げる技術的細目に係るものに限る。）に適合しないときにおける当該開発行為に係る土地
- 八 都市計画法第七条第二項（区域区分）に規定する市街化区域以外の区域にある土地（宅地として造成することができるものを除く。）
- 九 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第一項（市町村の定める農業振興地域整備計画）の農業振興地域整備計画において同条第二項第一号の農用地区域として定められた区域内の土地

- 十 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条又は第二十五条の二（指定）の規定により保安林として指定された区域内的の土地
- 十一 法令の規定により建物の建築をすることができない土地（建物の建築をすることができる面積が著しく狭くなる土地を含む。）
- 十二 過去に生じた事件又は事故その他の事情により、正常な取引が行われぬおそれがある不動産及びこれに隣接する不動産
- 十三 事業の休止（一時的な休止を除く。）をしている法人に係る株式に係る株券

○相続税法施行規則(昭和二十五年三月三十一日大蔵省令第十七号) (抄)

第二十一条 (管理処分不適格財産)

- 1 施行令第十八条第一号イに規定する財務省令で定める不動産は、次に掲げるものとする。
 - 一 抵当権の目的となつている不動産
 - 二 譲渡により担保の目的となつている不動産
 - 三 差押えがされている不動産
 - 四 買戻しの特約が付されている不動産
 - 五 前各号に掲げる不動産以外の不動産で、その処分が制限されているもの
- 2 施行令第十八条第一号ロに規定する財務省令で定める不動産は、次に掲げるものとする。
 - 一 所有権の存否又は帰属について争いがある不動産
 - 二 地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の存否又は帰属について争いがある不動産
- 3 施行令第十八条第一号ハに規定する財務省令で定める土地は、次に掲げるものとする。
 - 一 境界標の設置 (隣地の所有者との間の合意に基づくものに限る。) がされていないことにより他の土地との境界を認識することができない土地 (境界標の設置がされていない場合であつても当該土地の取引において通常行われる他の土地との境界の確認方法により境界を認識できるものを除く。)
 - 二 土地使用収益権 (地上権、永小作権、賃借権その他の土地の使用及び収益を目的とする権利をいう。以下この条及び次条において同じ。) が設定されている土地の範囲が明らかでない土地
- 4 施行令第十八条第一号ニに規定する財務省令で定める不動産は、次に掲げるものとする。
 - 一 隣地の上に存する建物、工作物又は樹木その他これらに類するもの (以下この号及び次号において「建物等」という。) が、土地の境界を越える場合又は境界上に存する場合における当該土地 (当該建物のひさし、当該工作物又は当該樹木の枝その他これらに類するもの (以下この号において「ひさし等」という。) の境界を越える度合が軽微な場合又は境界上にある場合で、当該建物等の所有者が改築等を行うに際して当該ひさし等を撤去し、又は移動することを約するときにおける当該土地を除く。)
 - 二 建物等がその敷地である土地の隣地との境界を越える場合又は境界上に存する場合における当該土地 (借地借家法 (平成三年法律第九十号) 第二条第一号 (定義) に規定する借地権 (以下この条及び次条において「借地権」という。) を含み、当該隣地の所有者 (当該隣地を使用する権利を有する者がいる場合には、その者) が当該土地の収納後においても建物等の撤去及び隣地の使用料その他の負担を求めないことを約する場合における当該土地並びに借地権が設定されている当該土地を除く。)
 - 三 土地使用収益権の設定契約 (以下この条及び次条において「土地使用収益契約」という。) の内容が当該土地使用収益権を設定している者にとって著しく不利な場合における当該土地使用収益権の目的となつている土地
 - 四 建物の使用又は収益をする契約 (次号において「建物使用収益契約」という。) の内容が当該使用又は収益をする権利を設定している者にとって著しく不利な場合における当該使用又は収益をする権利の目的となつている建物

- 五 賃貸料の滞納がある不動産その他収納後の円滑な土地使用収益契約又は建物
使用収益契約の履行に著しい支障を及ぼす事情が存すると見込まれる不動産
六 その敷地を通常支払うべき地代により国が借り受けられる見込みがない場合
における当該敷地の上に存する建物
- 5 施行令第十八条第一号トに規定する財務省令で定める不動産は、次に掲げるものとする。
- 一 二以上の者の共有に属する不動産で次に掲げる不動産以外のもの
 - イ 当該不動産の全ての共有者が当該不動産について物納の許可の申請をする場合における当該不動産
 - ロ 私道の用に供されている土地（一体となつてその効用を有する他の土地とともに物納の許可の申請をする場合における当該土地に限る。）
 - 二 がけ地、面積が著しく狭い土地又は形状が著しく不整形である土地でこれらの土地のみでは使用することが困難であるもの
 - 三 私道の用に供されている土地（一体となつてその効用を有する他の土地とともに物納の許可の申請をする場合における当該土地を除く。）
 - 四 敷地とともに物納の許可の申請がされる建物以外の建物（当該建物の敷地に借地権が設定されているものを除く。）
 - 五 他の不動産と一体となつてその効用を有する不動産（これらの不動産の全てが一の土地使用収益権の目的となつている場合で収納後の円滑な土地使用収益契約の履行が可能なものを除く。）
- 6 施行令第十八条第一号リに規定する財務省令で定める不動産は、次に掲げるものとする。
- 一 敷金その他の財産の返還に係る債務を国が負うこととなる不動産
 - 二 施行令第十九条第三号イからニまでに掲げる事業（次号及び次条第三項第六号において「土地区画整理事業等」という。）が施行されている場合において、収納の時までに発生した当該不動産に係る土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十条（経費の賦課徴収）の規定による賦課金その他これに類する債務を国が負うこととなる不動産
 - 三 土地区画整理事業等の清算金の授受の義務を国が負うこととなる不動産
- 7 施行令第十八条第一号ヌに規定する財務省令で定める不動産は、次に掲げるものとする。
- 一 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項（定義）に規定する特定有害物質その他これに類する有害物質により汚染されている不動産
 - 二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項（定義）に規定する廃棄物（第九項において「廃棄物」という。）その他の物で除去しなければ通常の使用ができないものが地下にある不動産
 - 三 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項（農地の転用の制限）又は第五条第一項（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）の規定による許可を受けずに転用されている土地
 - 四 土留その他の施設の設置、護岸の建設その他の現状を維持するための工事が必要となる不動産
- 8 施行令第十八条第一号ルに規定する財務省令で定める不動産は、次に掲げるものとする。
- 一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項（用語の意義）に規定する風俗営業、同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業の

用に供されている不動産

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号（定義）に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供されている不動産

9 施行令第十八条第一号ヲに規定する財務省令で定める不動産は、次に掲げるものとする。

一 その上の建物が既に滅失している場合において、当該建物の滅失の登記がされていない土地

二 その上に廃棄物その他の物がある不動産

三 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第二条第三号（定義）に規定する生産緑地で、同法第七条から第九条まで（生産緑地の管理等）の規定が適用されるもの（当該生産緑地において、農林漁業を営む権利を有する者が当該農林漁業を営んでいる土地を除く。）

10 施行令第十八条第二号イに規定する財務省令で定める株式は、次に掲げるものとする。

一 物納に充てる財産（以下「物納財産」という。）である株式を一般競争入札により売却することとした場合（金融商品取引法第四条第一項（募集又は売出しの届出）の届出及び同法第十五条第二項（届出の効力発生前の有価証券の取引禁止及び目論見書の交付）の目論見書（同法第二条第十項（定義）に規定する目論見書をいう。以下この項において同じ。）の交付（次号において「目論見書の交付」という。）が必要とされる場合に限る。）において、当該届出に係る書類及び当該目論見書の提出がされる見込みがないもの

二 物納財産である株式を一般競争入札により売却することとした場合（金融商品取引法第四条第六項の通知書の提出及び目論見書の交付が必要とされる場合に限る。）において、当該通知書及び目論見書の提出がされる見込みがないもの

11 前各項の規定は、施行令第二十五条の三第三項又は第二十五条の七第三項において準用する施行令第十八条各号に規定する財務省令で定めるものについて準用する。